

平成21年度第3回役員会議事録

日時 平成21年6月17日(水) 18時40分～19時45分
場所 事務局大会議室
出席者 学長、山本、中村、西村、満井各理事
陪席者 大戸、塩田各監事、南、露無、船橋各副学長、中村学長補佐

I 議事録の承認

平成21年度第2回役員会(平成21年5月20日)議事録(案)について、原案どおり承認した。

II 審議事項

1 法科大学院入学定員の変更について

学長から、6月10日の企画・調整会議で審議承認された法科大学院の入学定員変更について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、10人を減じて20人の入学定員とすることを議決した。

2 次期(第二期)中期目標・中期計画について

学長から、本日の教育研究評議会で審議された次期(第二期)中期目標・中期計画について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、教育研究評議会での議論を踏まえて修正の上、次回経営協議会に諮り、その後の役員会において議決することとした。

3 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

学長から、予め役員に事前配付し意見聴取を行っている「平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、前回経営協議会での意見等を十分に反映させ、次回経営協議会に諮り、その後の役員会において議決することとした。

4 大学機関別認証評価自己評価書(案)について

学長から、予め役員に事前配付し意見聴取を行っている「大学機関別認証評価自己評価書(案)」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、前回経営協議会での意見等を十分に反映させ、次回経営協議会に諮り、その後の役員会において議決することとした。

5 法科大学院認証評価自己評価書(案)について

学長から、予め役員に事前配付し意見聴取を行っている「法科大学院認証評価自己評価書(案)」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、前回経営協議会での意見等を十分に反映させ、次回経営協議会に諮り、その後の役員会において議決することとした。

Ⅲ 報告事項

なし

Ⅳ その他

- 1 経営協議会、教育研究評議会又は企画・調整会議の議により役員会が議決したとする議案について

学長から、資料1により確認願いたい旨発言があり、役員会が議決したことを確認した。

- 2 監事から、5月29日の経営協議会終了後に、経営協議会委員から次のとおり質問・意見があった旨の報告があった。

- ① 経営協議会の議事録に「審議の結果、原案どおり承認した。」とあるが、経営協議会は議案を審議する場であるが、承認する場ではないはずである。

今後は、議事録等を公表していくこととなるので、経営協議会が議案を決議する場であるとしたら、事前にその旨、説明願いたい。

- ② 経営協議会当日に、厚い資料が席上配付されているが、とても短時間で目を通し議論することは難しい。

この報告について、学長から、次のとおり発言があった。

①について、経営協議会は、単に意見を伺う会議ではなく、学内外の委員が平等な立場で議論し、是か非かの判断をする会議であり、その後の役員会において審議・議決し、その上で学長が意思決定（最終決定）するものと考えている。本件については、来週までに質問をした委員に説明をする予定である。

また、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（文部科学大臣通知）による「法人のガバナンスの充実」に基づき、経営協議会での審議が法人運営にどのように反映されたかの公表については、現在学内に公表している議事録を学外にも公表していくとともに、大学の対応状況が分かる簡潔なペーパーを併せて公表し、対応していく方向で検討中である。

②については、事前に各経営協議会委員に説明していたが、必ずしも十分ではなかったと思う。今後は、要約した資料を作成していく等により、適切に対応していきたい。

- 3 監事から、役員会で審議・議決する事項は、国立大学法人法及び本学役員会規則に定められている事項となっているため、これ以外の事項は、経営協議会あるいは教育研究評議会、企画調整会議の場で審議し、その上で執行責任者である学長又は担当理事で議決し執行すればよいのではないかと。本日の役員会資料1の「経営協議会、教育研究評議会又は企画・調整会議の議により役員会が議決したとする議案」の中にも本来役員会の議決事項でないものが含まれているように見受けられるため、整理が必要だと思ふ。本件については、以前から申し上げているところである旨、発言があった。

これについて学長から、大学において執行責任は学長にあり、役員会の意思決定を

尊重し執行するものである。他の会議は、大学としての執行の方向性について審議する機関であり、そこで審議した内容を役員会で議決するのであるとの説明があった。

4 山本理事から、本日の教育研究評議会で学長が「講師」職を置くことの発言をされたが、本件については、前執行部において学長が教育研究評議会で講師を置かないことを提案し現在に至っているところであるが、例えば助教で採用した教員を即准教授に昇任させるよりも、講師、准教授そして教授へと昇任させていくことが評価面及び給与面においても望ましいと考える旨発言があり、意見交換の結果、主な意見は次のとおりであった。

- ① 講師を置かないこととした当時の経緯を再確認する必要がある。
- ② 学部での教員資格審査は、当該学科中心の委員構成となっている場合が多いため、選考委員の選出方法の検討が重要である。
- ③ 特に准教授、教授への昇任審査は、教育能力を含めた厳格な審査基準が必要である。

以上

資料 1

21.6.17 役員会

経営協議会、教育研究評議会又は企画・調整会議の議により役員会が議決したとする議案

No.	議 案	日 付	会議名
1	平成21年度目的積立金の使途について(資料5)	21.5.29	経営協議会
2	就業規則の一部改正等について(資料6) (1) 管理職等手当支給細則の一部改正 (2) 地域調整手当支給細則の一部改正 (3) 広域異動手当支給細則の制定	〃	〃
3	役員(常勤)の期末特別手当の特例措置について(資料7)	〃	〃
4	静岡大学外国人学生規程の一部改正について(資料1)	21.6.10	企画・調整会議
5	静岡大学入学試験特命委員要項の制定について(資料2)	21.6.17	教育研究評議会

※ 複数の会議で審議されている場合は、最終の会議を掲載

※ 「議案」欄の資料番号は、当該会議の日に配付された資料の番号

平成21年度第4回役員会議事録

日 時 平成21年6月26日(金) 17時30分～18時10分
場 所 事務局大会議室
出席者 学長、山本、中村、西村、満井各理事
陪席者 大戸、塩田各監事、南、露無、船橋各副学長

I 議事録の承認

平成21年度第3回役員会(平成21年6月17日)議事録(案)について、原案どおり承認した。

また、学長から、現在学内に公表している役員会議事録を学外にも公表していくことについて提案があり、審議の結果、これを議決した。

II 審議事項

1 就業規則の一部改正について

学長から、本日の経営協議会で審議承認された「非常勤雇用教職員労働時間に関する規程の一部改正について(案)」及び「特殊勤務手当支給細則の一部改正について(案)」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。

2 次期(第二期)中期目標・中期計画(案)について

学長から、本日の経営協議会で審議承認された「次期(第二期)中期目標・中期計画(案)」について、経営協議会での議論に添って、別表2(共同利用・共同研究拠点)欄の電子工学研究所を削除する等遺漏のないよう修正を行った上、提出することの提案があり、審議の結果、これを議決した。

3 平成20年度決算について

学長から、本日の経営協議会で審議承認された「平成20年度決算」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。

4 平成22年度概算要求主要事項について

学長から、本日の経営協議会で審議承認された「平成22年度概算要求主要事項」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。

なお、本件審議において、監事から次の発言があった。

主要事項中の「⑤産学連携機能の充実」については、当該年度に該当するプログラムがなかったため選択しなかったが、本学は産学連携活動が活発であることの評価が定着しつつあり、このことは本学にとって重要なポイントであることの認識が必要である。

- 5 平成21年度目的積立金の使途について
学長から、本日の経営協議会で審議承認された「平成21年度目的積立金の使途」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。
- 6 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
学長から、本日の経営協議会で審議承認された「平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。
- 7 大学機関別認証評価自己評価書（案）について
学長から、本日の経営協議会で審議承認された「大学機関別認証評価自己評価書（案）」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。
- 8 法科大学院認証評価自己評価書（案）について
学長から、本日の経営協議会で審議承認された「法科大学院認証評価自己評価書（案）」について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、これを議決した。
- 9 教員人件費管理について
 - (1) 「人件費削減計画及び教員の戦略的配置について」の一部改正について
学長から、「人件費削減計画及び教員の戦略的配置について」（平成20年5月21日役員会決定）の一部改正について、資料1-1により提案があり、審議の結果、これを議決した。
 - (2) 専任講師の取扱いについて
学長から、平成18年11月13日開催の役員会及び11月15日開催の第7回企画調整会議において、①助教からの昇任ポストを准教授とすること。②原則として新たに講師を採用しないこと。の取扱いとしたが、柔軟な人事政策や適切な教員評価に資するためこれを見直し、①助教からの昇任ポストに講師を加えること。②講師の新規採用を認めること。としたい旨、資料1-2により提案があり、審議の結果、これを議決し次回の企画・調整会議で周知することとした。
 - (3) 教育学部、情報学部における採用・昇任計画について
学長から、教育学部及び情報学部から協議のあった教員の採用・昇任計画については、部局別人件費配分枠を超えて対応が必要となるため、資料1-3により対応したい旨提案があり、これを議決した。

Ⅲ 報告事項

なし

Ⅳ その他

監事から、本日開催された経営協議会の審議事項3「平成20年度決算について」において配付された財務諸表中、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成が遅れ、余裕のない監査となったことについて、平成21年度決算スケジュール（案）によれば、文部科学省への財務諸表提出期限が今年度より3週間早くなっていることから、今後これに対応できる体制整備を行い十分な検証期間を確保することが望ましいことの指摘があった。

以上